乗合バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年8月)

8月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	千歳相互観光バス株式会社（法人番号７４３０００１０４３７９９）　代表者沼田聖	北海道千歳市里美２丁目１－５	本社営業所	北海道千歳市里美２丁目１－５	R5.08.24	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第５項　他１件	令和５年４月２４日及び令和５年６月２３日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）点呼の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第５項）、（２）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）	0	0
2	阿寒バス株式会社（法人番号８４６０００１０００００７８）　代表者香川眞廣	北海道釧路市愛国１９１番地２０８号	標津営業所	北海道標津郡標津町北３条西１丁目１番地３号	R5.08.24	文書警告及び文書勧告	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第５項　他５件	令和５年５月２３日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。６件の違反が認められた。（１）点呼の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第５項）、（２）運転基準図の記載事項義務違反（運輸規則第２７条第１項）、（３）運行表の記載事項義務違反（運輸規則第２７条第２項）、（４）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（５）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（６）届出義務違反［休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更］（道路運送法施行規則第６６条第１項）	0	0
3	北海道バス株式会社（法人番号９４３００００１０２１４５６）代表者西村晴成	北海道札幌市清田区真栄１条２丁目３３番１０号	函館営業所	北海道函館市上湯川町３７７番２号	R5.08.24	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第５項　他２件	令和５年７月１９日、事業規模拡大を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）点呼の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第５項）、（２）事故の記録事項義務違反（運輸規則第２６条の２）、（３）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（４）運転者に対する指導監督の記録義務違反（運輸規則第３８条第１項）	0	0
	以下余白									